

北塩原村除雪オペレーター育成支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本村における冬期間の道路交通及び村民の安全で安心な生活環境を確保することを目的として、除雪オペレーターの人材確保を図るため、除排雪機械の作業従事に必要な資格の取得に要する費用に対し、北塩原村補助金等の交付等に関する規則（昭和62年規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助額等)

第2条 村長は、前条の目的を達成できると認められるものに対し、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

2 事業の種類、補助要件及び補助内容等は、別表第1のとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者

ア 村内に住所を有する者

イ 大型特殊自動車免許（農耕者限定免許及びカタピラ限定免許を除く。）（以下「大型特殊自動車免許」という。）及び車両系建設機械（整地、運搬、積込及び掘削用）運転技能講習（（以下「車両系建設機械運転技能講習」という。）の修了資格を取得しようとする者又は大型特殊自動車免許の資格を有し車両系建設機械運転技能講習の修了資格のみを取得しようとする者

ウ 満65歳未満である者

エ 村税等に滞納がない者

オ 村直営除雪オペレーターとして作業できる者

2 前項の規定にかかわらず、村長が必要と認める者、補助金の交付を受けることができる。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項に規定する申請は、北塩原村除雪オペレーター育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添えて、村長が別に定める期間内に行わなければならない。

2 前項の申請書には、その他村長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(交付決定)

第5条 村長は、前条の規定により申請があったときは、申請内容を書類審査により対象者を選考し、適当と認めたときは交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の場合において、目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 村長は、申請があった場合において、補助を行わない旨の決定をしたときは、その旨及び理由を書面により申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第6条 補助対象となったオペレーター（以下「補助対象者」という。）は、村役場で村管理の道路及び公共施設の除雪業務を交付年度から起算し3年以上続けること。

(変更の承認申請)

第7条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定により村長の承認を受けようとする場合は、速やかに北塩原村除雪オペレーター育成支援事業変更（中止・廃止）申請書（様式第2号）に別表3に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助対象経費の10分の2以内の増減とする。

3 村長は、同条第1項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、決定した内容を補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告は、北塩原村除雪オペレーター育成支援事業実績報告書（様式第3号 以下（「実績報告書」という。）に別表4に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日以内又は交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了した場合は、前条に定める実績報告書と併せ、北塩原村除雪オペレーター育成支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定等)

第10条 村長は、第8条の規定による補助事業の実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、申請者に通知するとともに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 村長は補助金を交付した者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、補助金を交付した年度に限らず補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助対象者に対し補助金の返還をさせることができるものとする。

- (1) 当該補助事業により資格を取得した者が、交付年度から起算し3年以上続けて村役場で村管理の道路及び公共施設の除雪業務に従事しなかった場合。
- (2) 当該補助事業により資格を取得した者が、交付年度から起算し3年以内に取得した資格を失効した場合。
- (3) その他虚偽の申請等村長が返還させることが適当と認めた場合。

(補助金の返還免除)

第12条 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条の規定による返還の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 補助対象者が、疾病又は死亡、心身障害等により、除雪業務の遂行が困難となった場合。
- (2) 補助対象者の責めに帰すことができない事案による場合。
- (3) その他村長が適当と認めた場合。

(会計帳簿等の整備等)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(補足)

第14条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

別表第 1（第 2 条 補助額等関係）

補助金 の名称	補 助 事 業		摘 要
	補助対象区分	内 容	
除雪オペレーター育成支援事業	大型特殊自動車免許	○補助額 免許取得の実費合計額の 1/2 以内とし、5 万円を限度とする。 ○補助対象経費 ア 入所に要する経費 イ 自動車の運転に関する技能及び知識の教習に要する経費（夜間において加算される経費を含む。） ウ 修了検定及び卒業検定に要する経費（入所後最初に受ける修了検定又は卒業検定に要する経費に限る。）	ア 予算の範囲内で補助するものとする。 ただし、1 名につき 7 万円を限度とする。 イ 補助金に 1,000 円未満の端数がある場合は切り捨てる。 ウ 同一人に対する同一資格取得に係る経費の対象は、この告示において受験回数 1 回までとする。
	車両系建設機械 運転技能講習	○補助額 修了資格の実費合計額の 1/2 以内とし、2 万円を限度とする。 ○補助対象経費 ア 講習会受講料及びテキスト代	

別表 2（第 4 条 交付申請関係）

	区 分
1	事業計画書兼収支予算書（様式第 1 号別紙 1）
2	宣誓書兼同意書（様式第 1 号別紙 2）
3	申請者の運転免許証の写し
4	その他村長が必要と認める書類

別表 3（第 7 条 変更の承認申請関係）

	区 分
1	決定内容の変更の場合は、見積書その他の変更した内容が分かる書類
2	その他村長が必要と認める書類

別表 4（第 8 条 実績報告関係）

	区 分
1	事業実績書兼収支実績書（様式第 5 号別紙 1）
2	経費の支払いを証する書類の写し
3	資格取得者の大型特殊運転免許証の写し
4	資格取得者の車両系建設機械運転技能講習受講済み証の写し
5	その他村長が必要と認める書類